

地域医療構想の達成を推進するための協議について (萩健康福祉センター保健福祉企画室作成)

国の考え方（「地域医療構想策定ガイドライン」） II 地域医療構想策定後の取組による)

- 都道府県は構想区域ごとに医療関係者、医療保険者その他の関係者とで「地域医療構想調整会議」を設け、関係者との連携を図りつつ、将来の病床の必要量を達成するための医療機関の自主的な取組による方策及びその他、構想の達成を推進するために必要な医療機関相互の協議を進めていく。

地域医療構想調整会議 (議 事)

医療機関相互の自主的な病床機能の分化と連携の取組の進捗状況の共有化と必要な調整を行う。

「病床機能報告制度」による各医療機関の報告内容と地域医療構想で推計された必要病床数と比較し、地域において優先して取り組む事項に関して協議する。

各医療機関には病床機能報告で、他の医療機関の各機能の選択状況等を把握した上で、自ら行っている医療内容や体制に基づき、将来目指していく医療について、検討し、自院の機能分化を進めていくことが必要になる。その際、「地域医療介護総合確保基金（医療分）」の活用を検討し、更なる自院の運営の改善と地域における役割の明確化を図っていくことが期待される。

なお、協議の透明性の確保の観点からして公開を基本とする。

「会議参加者」については医療法上、診療に関する学識経験者の団体（医師会等）、その他の医療関係者（代表性を考慮した病院等）、医療保険者その他の関係者（市町）と規定されている。

なお、参加を求めなかった病院・有床診療所からも都道府県は意見提出の機会を設けることが望ましい。

－ 議 論（例） －

- 不足している回復期の病床を充足すること
〔急性期や回復期機能を担っている病院関係者等による回復期機能充足のため、各病院等がどのような役割分担を行うかについての協議〕
- 回復期のリハビリテーション機能を集約化すること
- 過剰な療養病床を在宅医療等へ転換すること
- ※ 増床等の許可申請に関する協議等（「特定の議題」）の個別具体的な議論が行われる場合にあってはその当事者及び利害関係者等（「当該議題の関係者」）に限って参加することが適当 → 「専門部会」の設置

病床機能等検討部会（地域医療構想調整会議「専門部会」の萩圏域の名称）特定の議題に関する協議を継続的に実施する場合には「地域医療構想調整会議」の下に「専門部会」を設置し、当該議題の関係者との間でより具体的な協議を進めていく。

特定の議題という性質上、患者情報や医療機関の経営に関する情報を扱うこともありえる。その場合は非公開とする。